

# 計算書類・事業報告の 改正ポイントと留意点

## —平成22年3月期の年度決算を迎えるに当たって—

公認会計士 太田達也

### I はじめに

平成22年3月期の年度決算を迎えるに当たり、計算書類および事業報告の作成上、平成21年3月27日付の「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）の内容を十分に整理しておく必要があります。

本稿では、会社計算規則の改正により新設された注記表、会社法施行規則の改正による事業報告の記載内容の一部変更について取り上げます。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りします。

### II 会社計算規則の改正内容

会社計算規則の改正により、計算書類の一つである注記表の開示項目が追加されました。1.「金融商品に関する注記」、2.「賃貸等不動産に関する注記」、3.「持分法損益等に関する注記」の三つです（会社計算規則98条1項8号から10号）。1および2については、（早期適用しな

い限り）平成22年3月31日以後に終了する事業年度に係る計算書類から適用され、3については平成20年4月1日以後に開始する事業年度から、すでに適用が開始されています。

以下、平成22年3月期から初めて適用される1および2について、それぞれの開示内容を説明します。

#### 1. 金融商品に関する注記

平成20年3月10日付の「金融商品に関する会計基準」の改正により、注記事項が追加されました。時価を把握することが極めて困難なものを除き、すべての金融商品について時価等の開示が求められるルールに見直されています。時価を把握することが極めて困難なものとして、非上場株式が、まず想定されます。すなわち、市場価格に基づく価額がない株式の場合、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もれないものがほとんどであり、DCF法によっても合理的に時価を算定できないことが考えられ、時価等の開示対象から除かれます。

「金融商品に関する会計基準」の改正を受け

て、改正後の会社計算規則では、金融商品に関する注記は次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く）と規定されています（会社計算規則109条1項）。

#### 金融商品に関する注記

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項

会計監査人設置会社および会計監査人非設置会社（かつ公開会社）について、注記を行うものと規定されています（会社計算規則98条2項1号、2号）。なお、連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表において注記する必要はないと規定され（会社計算規則109条2項）、連結計算書類を作成する会社については、連結注記表のみとなります。

①は金融商品に対する取り組み方針（資金運用方針、資金調達方針など）、金融商品の内容および、そのリスク、金融商品に係るリスク管理体制などの定性的情報であり、②は金融商品の（連結）貸借対照表価額、時価および、その差額を中心とした定量的情報です。

会社計算規則は、財務諸表等規則8条の6の2と異なり、開示項目のみの概括的な規定です。それは、会社法の計算書類の注記については、有価証券報告書提出会社に限定されておらず、会計監査人設置会社および会計監査人非設置会社（かつ公開会社）に要求されているからです。概括的な規定となっているのは、各株式会社の実情に応じて必要な限度での開示をすれば足りるという趣旨に基づいています。<sup>※1</sup>

計算書類の注記は、有価証券報告書に記載する財務諸表の注記に比べて概括的に行うのが一般的な傾向です。「金融商品の時価等に関する適用指針」の開示例が有価証券報告書に記載する連結財務諸表の注記を想定したものと考えられることから、会社法の計算書類の注記については、平成21年12月28日付で日本経済団体連合会から公表されている「会社法施行規

則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」（以下、経団連ひな型）<sup>※2</sup>の記載例を参考にすることも十分に考えられます。

#### 2. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く）と規定されています（会社計算規則110条1項）。

#### 賃貸等不動産に関する注記

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

会社計算規則の改正により、会計監査人設置会社および会計監査人非設置会社（かつ公開会社）について、注記を行うものと規定されています（会社計算規則98条2項1号、2号）。なお、連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表において注記する必要はないと規定され（会社計算規則110条2項）、連結計算書類を作成する会社については、連結注記表のみとなります。

開示項目のみの簡素な規定になっている点は、II.1で説明したのと同じ趣旨です。

「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」によれば、注記すべき事項は次のとおりとされています。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は注記を省略できます。また、管理状況などに応じて、注記事項を用途別、地域別などに区分して開示することができます。

- ① 賃貸等不動産の概要
- ② 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- ③ 賃貸等不動産の当期末における時価および、その算定方法
- ④ 賃貸等不動産に関する損益

会社法の計算書類でどの程度の記載が求められるかに関しては、「賃貸等不動産の状況に関する事項」および「賃貸等不動産の時価に関する事項」

※1 大野晃宏ほか「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令の解説」商事法務No.1862 P.16

※2 日本経済団体連合会のウェブサイト（www.keidanren.or.jp/indexj.html）参照

る事項」と規定されている点、各株式会社の実情に応じて必要な限度での開示をすれば足りるという趣旨から、前記のうち②の期中における主な変動、④の賃貸等不動産に関する損益について、あえて開示しない対応も考えられます。経団連ひな型には、そのような内容の例が記載されています。

### III 事業報告に係る改正

事業報告の記載事項について、一定の重要な改正が行われています。「会社役員に関する事項」および「株式に関する事項」の二つについて解説します。平成21年4月1日以後に終了する事業年度に係る事業報告から適用されています。<sup>※3</sup>

#### 1. 会社役員に関する事項に係る改正

##### (1) 重要な兼職の状況

改正後の会社法施行規則では、次のように従来の取扱いが改められています。すなわち、他の法人等の代表者を兼任している場合の開示については、「当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員の重要な兼職の状況」（会社法施行規則121条7号）の規定に統合し、「重要な兼職」に含まれる場合のみ、兼職状況を開示すれば足りるとされました。従って、会社役員が他の法人等の代表者を兼任していても、必ずしも開示は必要とされず、「重要な兼職」に当たる場合のみ開示すればよいものとなります。

本改正により、他の法人等の代表者を兼任していることについて独立して記載する必要はなく、「重要な兼職の状況」として、ひとまとめに記載することになります。

社外役員についても同様に改正されており、社外役員が他の会社の業務執行取締役など、または他の株式会社の社外役員を兼職または兼任している場合の開示については、改正後の規定では「他の法人等」に統一しています。改正後の会社法施行規則124条1号および2号において法人の種類による差異を設けないものとした

上で、当該兼職または兼任が「重要な兼職」に該当する場合にのみ、「当該株式会社と当該他の法人等との関係」を開示するものと改められています。

なお、事業報告の附属明細書においても、「他の会社」を「他の法人等」に統一し、兼任または兼職が「重要な兼職」に該当するときのみ、兼職の状況の明細を開示することになります。

前記の取扱いにより、重要な兼職に当たるかどうかの適正な判断が求められます。兼職先が取引上、重要な存在なのかどうか、当該役員が兼職先で重要な職務を担当しているのかどうかなどを総合的に勘案し、判断することになると考えられます。

##### (2) 辞任した会社役員または解任された会社役員に係る開示

改正後の会社法施行規則では、開示すべき事項の範囲が合理化されています。すなわち、改正前の規則では、直近の定時株主総会以降に辞任し、または解任された役員については、その後、臨時株主総会が開催され、意見または理由が述べられない限り、たとえ、その後の定時株主総会において意見または理由が述べられたとしても開示の対象にならないのではないかという指摘がされていました。

そのような指摘を踏まえて、<表1>の①から③までの事実が生じた場合には、それぞれに掲げる事項を当該事業年度に係る事業報告における開示事項とするとの整理が行われています。

②に基づいて、ある事業年度に係る事業報告において、述べられる予定の意見または理由が開示された場合は、その後に開催された株主総会において現に述べられた意見または理由が、当該株主総会の事業報告で開示された「予定」の意見または理由と同一のものであったときには、同じ内容を翌事業年度に係る事業報告で再度開示する必要はないとされています。

また、事業年度末から当該事業年度に係る事業報告の作成時点までの間に、役員等が辞任し

▶表1

事実	開示事項
① 当該事業年度中に役員の解任がされ、または辞任があった場合	当該役員等の氏名または名称
② 役員の解任または辞任について、次の株主総会において述べられる予定の意見または理由が当該事業年度中に判明した場合	当該述べられる予定の意見または理由
③ 当該意見または理由の陳述が当該事業年度中の株主総会において行われた場合	当該陳述された意見または理由

た場合には、当該役員等に関する①から③までの事項は、重要な事項（会社法施行規則121条9号または118条1号）に該当するのであれば、当該事業年度に係る事業報告に記載することになります。

#### 2. 株式に関する事項に係る改正

会社法施行規則の改正により、当該事業年度の末日において発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する、その有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10人の株主の氏名または名称、当該株主の有する株式の数および、株式に係る当該割合を記載するものとされました（会社法施行規則122条1号）。

改正前は、発行済株式総数の10%以上の数の株式を有する大株主が開示対象とされていましたが、そのような大株主が存在しない会社において、上位10人の株主を記載していた事例も少なからず見られました。本改正により、旧営業報告書に記載していた内容と同様に、上位10人の株主の氏名または名称、当該株主ごとの所有株式数および所有割合を記載することになります。

### IV おわりに

平成22年3月期決算を迎えるに当たって、会社計算規則の改正内容を十分に整理する必要があります。「金融商品に関する注記」および「賃貸等不動産に関する注記」について開示項目のみの概括的な規定が定められているのは、各会社の実情に応じて必要な限度での開示をすれば足りるという趣旨に基づいている点を踏まえた

判断も必要と考えられます。

本注記が、有価証券報告書提出会社に限定されておらず、会計監査人設置会社および会計監査人非設置会社（かつ公開会社）に広く求められている点を考慮すると、場合によっては利害関係者に対して必要最低限、求められる範囲での開示を検討する場面も生じ得ます。

※3 事業報告に係る改正内容の解釈などについては、※1の資料を参考